

監 査 報 告 書

令和8年6月9日

学校法人四徳学園
理事会 御中

学校法人四徳学園

監事 田田 雄治



監事 北澤 英男



私たちは、私立学校法第 52 条第 1 項に基づき、学校法人四徳学園における令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を実施しました。

監査の結果、業務執行は適切であり、計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書）は、適法かつ正確に会計処理が行われており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上、監事として監査報告いたします。